

# 兵庫県立がんセンターにおける公的研究費を受けて行う研究の実施規程

兵庫県立がんセンター制定

令和3年4月1日

## (目的)

第1条 この規程は、兵庫県立がんセンター（以下「センター」という。）の職員が行う研究のうち、AMED研究開発費等（以下「公的研究費」という。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって公的研究費による研究成果をあげるとともに、研究成果の普及をはかることを目的とする。

## (組織の責任体制)

第2条 組織全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を兵庫県立がんセンター院長（以下「院長」という。）と定める。

- 2 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を兵庫県立がんセンター総務部長と定める。
- 3 公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を院長が指名した副院長と定める。
- 4 研究倫理教育責任者を院長が指名した副院長と定める。

## (組織、研究を行う職)

第3条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは下記のとおりである。

- ・センターに在籍し、院長が認めたもの

## (研究計画の策定)

第4条 研究者は、公的研究費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省、厚生労働省又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書等を作成し、当該調書等の写しを院長に提出するものとする。

## (研究の実施)

第5条 研究者は、公的研究費による研究を行う場合は、センターの活動として実施するものとする。

## (研究成果の取扱い)

第6条 研究者は、公的研究費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第7条 公的研究費による研究を行う研究者は、公的研究費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを院長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第8条 公的研究費の研究計画調書の取りまとめ及び補助金等の経理管理等の事務は総務課、経理課及び臨床試験管理課(AMED担当)がセンター事務部門(以下「事務部門」という。)として所掌する。補助金等の執行に関しては、事務部門の審査及び決裁を受け行う。

- 2 事務部門は、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行う。研究者本人は発注を行わない。
- 3 事務部門は、業者が事務部門に持ち込んだ物品について、品名・数量等を確認後、納品書に検収年月日を記載、検収印を押印し、納品させる。
- 4 事務部門は、研究者からの依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。出張用務終了後に、出張報告書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
- 5 事務部門は、研究者からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る。作業終了後に勤務報告等により、事実確認を行う。

(内部監査)

第9条 研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、内部監査を行う。

- 2 院長は、内部監査を行う部署として総務部経理課を指名する。
- 3 監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

(研究費の不正使用の防止)

第10条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(令和3年2月1日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に研究開始初年度及び3年に1回コンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、公的研究費の管理・運営に関わらせない。

- 2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

(法令等の遵守)

第11条 センターに所属する研究者は公的研究費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省、厚生労働省、国立研究開発法人日本医療研究開発機構及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の公的研究費に関する規程を遵守するものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月26日から施行する。